



目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市クリーニング業法施行細則及び神戸市旅館業法施行細則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則	健康局環境衛生課	1
告示	災害対策基本法による指定福祉避難所の指定	福祉局くらし支援課	3
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	4
告示	生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	5
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	6
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	7
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	10
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	13
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 天神川垂水駅福田川線他)	建設局道路管理課	15
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 下村第11号線)	建設局道路管理課	16
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(イオンジェームス山店)	経済観光局経済政策課	17
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ビバタウン板宿ビル)	経済観光局経済政策課	21
公告	都市公園の拡張(向陽公園)	建設局公園部管理課	23
公告	開発行為に関する工事の完了(西区枝吉5丁目)	都市局都市計画課	24
教育委員会	神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局総務課	25
教育委員会	教育機関の組織に関する規則及び教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局総務課	28

神戸市クリーニング業法施行細則及び神戸市旅館業法施行細則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

神戸市長 久元喜造

神戸市規則第32号

神戸市クリーニング業法施行細則及び神戸市旅館業法施行細則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第1条 神戸市クリーニング業法施行細則（平成16年10月規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（営業者の地位の承継に係る届出書等の様式）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 施行規則第2条の3第2項第2号の同意書は、様式第4号によるクリーニング営業承継相続人選定同意書とする。</p>	<p>（営業者の地位の承継に係る届出書等の様式）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 施行規則第2条の2第2項第2号の同意書は、様式第4号によるクリーニング営業承継相続人選定同意書とする。</p>

(旅館業法施行細則等の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 神戸市旅館業法施行細則等の一部を改正する規則（令和5年12月規則第

32号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
1～15 [略]	1～15 [略]
16 この規則の施行の際現に存する改正前の <u>神戸市公衆浴場法等施行細則</u> 様式第1号、第4号及び第5号の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。	16 この規則の施行の際現に存する改正前の <u>神戸市美容師法施行細則</u> 様式第1号、第4号及び第5号の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。
17～25 [略]	17～25 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市告示第428号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定に基づき、指定福祉避難所（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する指定避難所をいう。）を指定したので、同法第49条の7第2項において読み替える同法第49条の4第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年12月23日

神戸市長 久元喜造

施設名	住所	受入対象者 (※)	指定緊急避難場所との重複
特別養護老人ホーム 真愛くもちホーム	神戸市中央区熊内町5丁目10番8号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム ラグナケア荒田	神戸市兵庫区荒田町3丁目75番10号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム 鈴蘭台西	神戸市北区鳴子3丁目1番地	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム オレンジ神戸Duo	神戸市垂水区美山台3丁目18番12号	高齢者・市が特定した者	

※家族等も受入対象とする。

神戸市告示第429号

次の施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 12 月 23 日

神戸市長 久 元 喜 造

1. あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
清水 泰雄（まごころマッサージ院）	清水 泰雄	神戸市灘区森後町 1 丁目 2 番 5 号	令和 7 年 11 月 12 日

2. はり・きゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
市野 要（みなとケア訪問鍼灸マッサージ院）	市野 要	神戸市垂水区中道 5 丁目 1 番 3 号	令和 7 年 11 月 1 日

神戸市告示第430号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 12 月 23 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	変更年月日
(新)医療法人明倫会 訪問看護センター	(新)神戸市東灘区本山中町 4 丁目 7 番 7 号	令和 7 年 4 月 1 日
(旧)医療法人明倫会老 人訪問看護センター	(旧)神戸市東灘区本山中町 4 丁目 2 番 3 号	

神戸市告示第431号

次の医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 12 月 23 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ファミリー・ホスピス神戸東灘	神戸市東灘区深江南町 1 丁目 3 番 29 号	令和 7 年 12 月 1 日
アクセブル訪問看護ステーション	神戸市須磨区白川台 6 丁目 4 番 44 号	令和 7 年 11 月 1 日

神戸市告示第432号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月23日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
 - ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
 - イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
(日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く)
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和7年12月23日 神戸市公報第3942号

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	中央区長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和7年11月1日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 45台 原動機付自転車 0台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 17台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和7年11月11日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 32台 原動機付自転車 0台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和7年11月12日	
	中央区長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和7年11月15日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 19台 原動機付自転車 0台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和7年11月17日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 28台 原動機付自転車 0台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和7年11月20日	
	中央区長期放置	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和7年11月21日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和7年11月22日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 32台 原動機付自転車 0台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和7年11月27日	
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 19台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和7年11月28日	
	中央区長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 5台	令和7年11月29日	
兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	兵庫区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和7年11月1日	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台		
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和7年11月5日	
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 1台		

神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	3台 0台	令和7年11月7日
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台	
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	3台 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2台 0台	
駐輪場内	自転車 原動機付自転車	3台 0台	
兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	5台 0台	令和7年11月10日
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	15台 0台	令和7年11月13日
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	20台 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	7台 0台	
駐輪場内	自転車 原動機付自転車	5台 1台	
兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	4台 0台	令和7年11月15日
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	18台 0台	令和7年11月18日
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	3台 0台	
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	13台 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	3台 0台	
駐輪場内	自転車 原動機付自転車	1台 0台	
兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	6台 1台	令和7年11月21日
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	12台 0台	令和7年11月26日
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	7台 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	7台 0台	
駐輪場内	自転車 原動機付自転車	7台 0台	
兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	1台 0台	令和7年11月29日

神戸市告示第433号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条、第12条第2項及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月23日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び

保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

2. 保管期間

この公示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この公示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この公示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和7年12月23日 神戸市公報第3942号

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車 1台	令和7年11月5日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摩耶駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲道駅周辺	自転車 17台	令和7年11月6日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 2台		
	J R住吉駅周辺	自転車 5台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺	自転車 6台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	青木駅周辺	自転車 2台	令和7年11月13日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	阪神御影駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	灘駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲道駅周辺	自転車 17台	令和7年11月14日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	魚崎駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	阪神御影駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R住吉駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 6台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	岡本駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	甲南山手駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	阪急御影駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		

令和7年12月23日 神戸市公報第3942号

別表

魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R 住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	令和7年11月18日	
	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	魚崎駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	阪神御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和7年11月21日	
	灘駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	大石駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	摩耶駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	新在家駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 14 台 原動機付自転車 1 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内 自転車等放置禁止区域	自転車 19 台 原動機付自転車 0 台	令和7年11月25日	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘区管内 自転車等長期放置	自転車 15 台 原動機付自転車 3 台	令和7年11月26日	
	灘駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台		
	王子公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		

神戸市告示第434号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月23日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区御屋敷通2丁目6番 西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和7年11月5日	神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石 1番地の1 建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 13台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和7年11月6日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番 西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和7年11月7日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和7年11月11日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番 西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台	令和7年11月12日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番 西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和7年11月13日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	令和7年11月17日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 1台		
長田区西代通1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	令和7年11月18日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 25台 原動機付自転車 0台	令和7年11月22日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 1台		
長田区西代通1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和7年11月25日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和7年11月26日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 13台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番 西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和7年11月28日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年12月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年1月6日まで一般の縦覧に供する。

令和7年12月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長(メートル)	幅員(メートル)
市道	天神川垂水駅福田川線	神戸市垂水区神田町116番地先から	新	68.00	14.40
		神戸市垂水区日向1丁目145番4地先まで	旧	68.00	12.50
市道	長坂垂水線	神戸市垂水区神田町116番地先から	新	3.60	7.30
		神戸市垂水区神田町116番地先まで	旧	3.60	6.00

神戸市告示第436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年12月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年1月6日まで一般の縦覧に供する。

令和7年12月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長(メートル)	幅員(メートル)
市道	下村第11号線	神戸市西区平野町下村字屋敷167番1地先から	新	15.90	最大 4.30 最小 4.30
		神戸市西区平野町下村字屋敷167番1地先まで	旧	15.90	最大 4.30 最小 4.30

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年12月23日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年12月23日

神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンジェームス山店

神戸市垂水区青山台7丁目7番1号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	代表取締役 井出 武美	
株式会社大谷	新潟市江南区龜田工業団地1丁目3番5号	代表取締役 堂田 尚子	令和6年5月31日 退店のため
株式会社ザ・クロックハウス	東京都中央区京橋1丁目11番2	代表取締役 大野 祿太郎	令和4年5月31日 退店のため
パセリエンタープライズ株式会社	滋賀県長浜市勝町803番地	代表取締役 松本 規義	令和3年5月31日 退店のため
エステールホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番13号	代表取締役 丸山 雅史	令和6年5月31日 退店のため
株式会社キタムラ	高知県高知市本町4丁目1番16号	代表取締役 浜田 宏幸	
株式会社長井珈琲	神戸市垂水区桃山台5丁目1番6号	代表取締役 長井 尚三	令和6年5月31日 退店のため

株式会社ワツツ西日本販売	大阪市中央区城見1丁目4番70号住友生命O B P プラザビル	代表取締役 林田 邦博	
株式会社あーる工房	岐阜県羽島市竹鼻町丸の内11丁目94番地	代表取締役 鬼頭 明彦	
株式会社未来屋書店	千葉市美浜区中瀬1丁目6番地	代表取締役 松田 裕史	
株式会社キムラタン	神戸市中央区加納町2丁目4番10号水木ビルディング	代表取締役 浅川 岳彦	令和2年2月29日 退店のため
株式会社キャプテン	名古屋市中区栄2丁目1番1号	代表取締役 篠田 達幸	令和元年8月31日 退店のため
株式会社ジーフット	東京都中央区新川1丁目23番5号	代表取締役 堀江 康文	令和6年1月31日 退店のため
株式会社シシエス	神戸市中央区二宮町2丁目10番7号	代表取締役 周 志士	令和3年9月29日 退店のため
株式会社ストライプインターナショナル	岡山市北区幸町2番8号	代表取締役 石川 康晴	
株式会社トリップ・プラス	兵庫県尼崎市潮江1丁目2番6号尼崎フロントビル2階	代表取締役 小池 正樹	
株式会社ニトリホールディングス	札幌市北区新琴似七条1丁目2番39号	代表取締役 白井 俊之	
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里1丁目7番7号	代表取締役 北原 久巳	令和7年9月17日 名称変更のため
株式会社マルティングポット	神戸市垂水区野田通1番16号	代表取締役 細田 勝洋	令和4年9月30日 退店のため
株式会社モンドクラブ	大阪市中央区船場中央1丁目4番3-B 102	代表取締役 石村 巍	令和元年8月10日 退店のため
株式会社手芸の丸十	兵庫県加古川市加古川町中津 448番地の1	代表取締役 畠 陽介	令和5年8月31日 退店のため
キンバレー株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番13号	代表取締役 岩坪 謙吉	

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	代表取締役 古澤 康之	令和7年3月1日 代表者変更のため
株式会社キタムラ	高知県高知市本町4丁目1番16号	代表取締役 柳沢 啓	令和6年4月1日 代表者変更のため
株式会社ワツツ西日本販売	大阪市中央区城見1丁目4番70号	代表取締役 林田 邦博	
株式会社あーる工房	岐阜県羽島市竹鼻町丸の内11丁目94番地	代表取締役 伊藤 伸哉	平成30年9月21日 代表者変更のため
株式会社未来屋書店	千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	代表取締役 平川 雅隆	令和3年6月21日 住所変更のため 令和6年5月24日 代表者変更のため
株式会社ストライプインターナショナル	岡山市北区幸町2番8号	代表取締役 川部 将士	令和5年2月1日 代表者変更のため
株式会社フェリピーブス	神戸市兵庫区新開地6丁目1番5-705号	代表取締役 美馬 都	令和4年10月1日 入店のため
ジーイエット株式会社	東京都杉並区梅里1丁目7番7号	代表取締役 石野 孝司	令和6年5月22日 代表者変更のため 令和7年9月17日 名称変更のため
キンバレー株式会社	東京都中央区銀座1丁目19番7号	代表取締役 岩崎 亮太	令和5年4月3日 住所変更のため 令和5年6月29日 代表者変更のため
株式会社E N O V Aエンターテイメント	千葉県市川市市川1丁目7番15号	代表取締役 樋田 裕吾	令和7年9月1日 入店のため
萬理産業株式会社	神戸市灘区深田町4丁目1番1号	代表取締役 尾上 博紀	令和3年12月4日 入店のため
株式会社トリップ・プラス	兵庫県尼崎市潮江1丁目2番6号尼崎フロントビル2階	代表取締役 鳥内 康夫	令和5年6月9日 代表者変更のため
株式会社ニトリ	札幌市北区新琴似七条1丁目2番39号	代表取締役 似鳥 昭雄	名称・代表者錯誤のため

3 届出年月日

令和7年11月20日

4 縦覧期間

令和7年12月23日から令和8年4月23日まで

5 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年12月23日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年12月23日

神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバタウン板宿ビル

神戸市須磨区前池町3丁目4番1号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称：ビバタウン板宿

所在地：神戸市須磨区前池町3丁目4番1号

(変更後)

名称：ビバタウン板宿ビル

所在地：神戸市須磨区前池町3丁目4番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町4丁目1番1	代表取締役 近澤 靖英	
合名会社恵美屋商店	神戸市須磨区飛松町1丁目3番9号	池尾 隆文	
有限会社ボック	神戸市須磨区堀池町2丁目1番25号	代表取締役 福原 敏晃	令和6年7月1日 退店のため
株式会社プラザクリエイトイメージング	東京都中央区晴海1丁目8番10号	代表取締役 大島 康弘	
合名会社錨薬局	神戸市須磨区前池町3丁目4番1号	寺島 澄子	令和6年7月1日 退店のため

株式会社ジュエリ 一カミネ	神戸市中央区元町通 3丁目5-8	代表取締役 上根 学	
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島 町走熊字七本松 27 番 地1	代表取締役 江尻 義久	
株式会社コマヤ	神戸市長田区腕塚町 8丁目1番8号	代表取締役 尼子 師正	令和6年7月1日 退店のため
他10名			

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中 町4丁目1番1号	代表取締役 西峰 康男	令和6年7月1日 代表者変更のため
合名会社恵美屋商 店	神戸市須磨区飛松町 1丁目3番9号	池尾 隆文	
株式会社プラザク リエイト	東京都中央区晴海1 丁目8番10号	代表取締役 新谷 隼人	令和6年7月1日 屋号変更・代表者変更 のため
株式会社ジュエリ 一カミネ	神戸市中央区元町通 3丁目5番8号	代表取締役 上根 学	
株式会社ハニーズ ホールディングス	福島県いわき市鹿島 町走熊字七本松 27 番 地1	代表取締役 江尻 英介	令和6年7月1日 屋号変更・代表者変更 のため
インプレッション 株式会社	尼崎市長洲西通1丁 目3番26-202号	代表取締役 小島 雄一	令和6年7月1日 新規出店のため
株式会社タカツウ	明石市西明石東町1 番7号	代表取締役 高橋 由城	令和6年7月1日 新規出店のため
株式会社ジェット ワン	大阪市中央区北浜1 丁目1番9号	代表取締役 上村 周平	令和6年7月1日 新規出店のため
株式会社花 ichiba	神戸市東灘区深江浜 町1丁目1番	代表取締役 上田 恭平	令和6年7月1日 新規出店のため
他8名			

3 届出年月日

令和7年11月19日

4 縦覧期間

令和7年12月23日から令和8年4月23日まで

5 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

都市公園を拡張するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年12月23日

神戸市長 久元喜造

1 拡張する都市公園

(1) 名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
向陽公園	神戸市垂水区向陽1丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	拡張

(2) 供用開始の年月日

令和7年12月23日

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和7年12月23日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区枝吉5丁目88番、89番、90番1、90番2、94番3、94番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県明石市花園町2番地の2

株式会社 勝美住宅

代表取締役 渡辺 喜夫

3 許可番号

令和7年3月21日 第8237号

（変更許可 令和7年10月30日 第2252号）

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

神戸市教育委員会

教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第9号

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則（平成10年4月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(教育委員会職員特殊勤務手当)	(教育委員会職員特殊勤務手当)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の職員（事務職員、技術職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が次の各号に掲げる職務のいずれかに従事した場合にお	3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の職員（事務職員、技術職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が次の各号に掲げる職務のいずれかに従事した場合にお

いて、その職務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例第37条第3号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

ア [略]

イ [略]

ウ 生徒等の負傷、疾病等に伴う救急の職務 勤務1回につき
8,000円

エ 生徒等に対する緊急の補導の職務 勤務1回につき8,000円

(2)～(6) [略]

4 [略]

いて、その職務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例第37条第3号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

ア [略]

イ [略]

ウ 生徒等の負傷、疾病等に伴う救急の職務 勤務1回につき
7,500円

エ 生徒等に対する緊急の補導の職務 勤務1回につき7,500円

(2)～(6) [略]

4 [略]

5 条例第37条第5号に規定する教育委員会規則で定めるものとは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 給与条例第10条の4の規定により給料の調整額の支給を受けるもの

(2) 給与条例第10条の6の規定により管理職手当の支給を受けるもの

(3) 2以上の異なる学年の児童又は生徒で編成されている学級（以下「複式学級」という。）における担

	<p><u>当授業時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たないもの</u></p> <p><u>(4) 複式学級における担当授業時間数が1週間につき12時間に満たないもの</u></p>
<u>5</u> [略]	<u>6</u> [略]

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

教育機関の組織に関する規則及び教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

神戸市教育委員会

教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第10号

教育機関の組織に関する規則及び教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

(教育機関の組織に関する規則の一部改正)

第1条 教育機関の組織に関する規則（昭和41年4月教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
(教育機関の分類・職制)				(教育機関の分類・職制)			
第2条 教育機関は、これを次のように分類し、次のように職制を定める。				第2条 教育機関は、これを次のように分類し、次のように職制を定める。			
類別	所管	教育機関	職制	類別	所管	教育機関	職制
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
第4類	[略]	[略]	[略]	第4類	[略]	[略]	[略]
	健康教	[略]	[略]		健康教	[略]	[略]
育課	垂水学校給	[略]		育課	垂水学校給	[略]	

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 40%; text-align: center;">食共同調理場</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr> <td style="background-color: black; color: black;">第二学校給食センター</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="background-color: black; color: black;">食共同調理場</td></tr> </table> <p>2、3 [略] 別表（第6条関係） 1-1～4-1 [略] 4-2 北学校給食共同調理場、第一学校給食センター、垂水学校給食共同調理場、<u>第二学校給食センター</u> (1)～(3) [略]</p>		食共同調理場		第二学校給食センター	—	食共同調理場	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 40%; text-align: center;">食共同調理場</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr> <td style="background-color: black; color: black;">第二学校給食センター</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="background-color: black; color: black;">食共同調理場</td></tr> </table> <p>2、3 [略] 別表（第6条関係） 1-1～4-1 [略] 4-2 北学校給食共同調理場、第一学校給食センター、垂水学校給食共同調理場 (1)～(3) [略]</p>		食共同調理場		第二学校給食センター	—	食共同調理場
	食共同調理場												
第二学校給食センター	—	食共同調理場											
	食共同調理場												
第二学校給食センター	—	食共同調理場											

第2条 教育機関の組織に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前																
<p>(教育機関の分類・職制)</p> <p>第2条 教育機関は、これを次のように分類し、次のように職制を定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">類別</th> <th style="width: 10%;">所管</th> <th style="width: 10%;">教育機関</th> <th style="width: 10%;">職制</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	類別	所管	教育機関	職制	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>(教育機関の分類・職制)</p> <p>第2条 教育機関は、これを次のように分類し、次のように職制を定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">類別</th> <th style="width: 10%;">所管</th> <th style="width: 10%;">教育機関</th> <th style="width: 10%;">職制</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	類別	所管	教育機関	職制	[略]	[略]	[略]	[略]
類別	所管	教育機関	職制														
[略]	[略]	[略]	[略]														
類別	所管	教育機関	職制														
[略]	[略]	[略]	[略]														

第4類	[略]	[略]	[略]	第4類	[略]	[略]	[略]
	健康教	[略]	[略]		健康教	[略]	[略]
	育課	第一学校給 食センター	[略]		育課	第一学校給 食センター	
						垂水学校給 食共同調理 場	場長
	[略]	[略]				[略]	[略]

2、3 [略]

別表（第6条関係）

1-1～4-1 [略]

4-2 北学校給食共同調理場、第一学校給食センター、第二学校給食センター

(1)～(3) [略]

2、3 [略]

別表（第6条関係）

1-1～4-1 [略]

4-2 北学校給食共同調理場、第一学校給食センター、垂水学校給食共同調理場、第二学校給食センター

(1)～(3) [略]

（教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部改正）

第3条 教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則（昭和46年12月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

別表1（第3条関係）

特別の勤務に従事する職員				勤務時間	休憩時間	週休日
所属	勤務先	職名	職種名等			
北学校給食共同調理場	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

別表1（第3条関係）

特別の勤務に従事する職員				勤務時間	休憩時間	週休日
所属	勤務先	職名	職種名等			
垂水学校給食共同調理場	事務員	一般事務	午前8時15分から午後5時まで	60分		土曜日、日曜日

別表2（第3条関係）

特別の勤務に従事する職員				勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間	週休日
所属	勤務先	職名	職種名等				
北学校給食共同調理場	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

別表2（第3条関係）

特別の勤務に従事する職員				勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間	週休日
所属	勤務先	職名	職種名等				
垂水学校給食共同調理場	事務員	一般事務	午前8時15分から午後5時まで	60分		水曜日、土曜日、日曜日	

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、令和8年4月1日から施行する。